

## 中高生のクラブ活動における温水プール利用基準

大口町温水プールの効果的な利用及び円滑な管理運営を図るため「中高生のクラブ活動における温水プール利用」については、「大口町温水プール設置及び管理に関する条例」第4条第1項の規定による専用使用を含め、次のとおりとする。

- 1 毎月利用しようとする前月の14日までに「中高生のクラブ活動における温水プール利用届」(様式1)を教育委員会社会教育課に提出するものとする。
- 2 毎月の利用回数は、原則として2回までとし、土曜日及び日曜日の回数が各1回に限るものとする。
- 3 利用の時間は、原則として90分とし、各曜日とも午後1時30分より午後3時及び午後3時より午後4時30分までとする。
- 4 届出以外の日に使用しようとする場合は、前月の15日以降に教育委員会社会教育課へその旨を連絡し、許可を得るものとする。
- 5 利用の取消しをしようとする場合は、すみやかに教育委員会社会教育課に連絡し了承を得なければならない。
- 6 教育委員会社会教育課の都合により、利用しようとするコース、或いは、時間及び曜日等の変更指示がある場合は、その指示する事項に協力をし、従わねばならない。
- 7 その他、この基準に疑義が生じたときは、教育長の意見を求め処理するものとする。

### 附 則

この基準は、昭和57年12月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、昭和58年10月1日から施行する。